
プロジェクト **税効果会計**

項目 **本日の審議事項**

前回までの審議事項

(回収可能性に関する適用指針の公開草案のコメント対応案の検討)

1. 企業会計基準委員会は、2015 年 5 月 26 日に企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「回収可能性に関する適用指針の公開草案」という。)の公表を行った。回収可能性に関する適用指針の公開草案に対するコメント期間は 2015 年 7 月 27 日に締め切られ、22 通のコメントレターが寄せられた。
2. 前項に記載した寄せられたコメントについて、これまで企業会計基準委員会では、第 318 回企業会計基準委員会(2015 年 8 月 26 日)以降 5 回にわたって審議を重ねてきた。また、税効果会計専門員会(以下「専門委員会」という。)では、第 23 回専門委員会(2015 年 8 月 11 日)以降 5 回にわたって審議を重ねてきた。
3. これまで、以下の論点を中心に議論を行ってきた。
 - ① 各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い
 - ② スケジューリングの定義に関する事項
 - ③ 合理的な説明に関する取扱い
 - ④ 早期適用の取扱い
 - ⑤ 適用初年度の期首の影響額の取扱い

(税効果会計に適用する税率に関する取扱い)

4. 税効果会計に適用する税率について、仮に 2016 年 3 月決算期において適用できるように開発すべきというニーズに対応する場合には、税率に関する適用指針を別途開発することを提案している。
5. 第 320 回企業会計基準委員会(2015 年 9 月 25 日)及び第 25 回専門委員会(2015 年 9 月 24 日)では、税効果会計に適用する税率に関する取扱いの方向性について審議を行った。また、第 323 回企業会計基準委員会(2015 年 11 月 6 日)及び第 27 回専門委員会(2015 年 10 月 26 日)では、「税効果会計に適用する税率に関する適用指針(案)」(以下「税率に関する適用指針案」という。)の文案について審議を行った。

本日の審議事項

(回収可能性に関する適用指針の公開草案のコメント対応案の検討)

6. 第3項に記載のうち、「②スケジューリングの定義に関する事項」については、スケジューリングの定義を行わない方向性について、親委員会、専門委員会ともに、大きな異論は聞かれていない。
7. 本日は、前回までの企業会計基準委員会及び専門委員会において聞かれた意見を踏まえ、第3項のうち、「①各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い」、③合理的な説明に関する取扱い、「④早期適用の取扱い」及び「⑤適用初年度の期首の影響額の取扱い」について審議を行う（審議事項(6)-2、審議事項(6)-3、審議事項(6)-4）。
8. また、これまでの審議を踏まえ、下記の審議事項の審議を行う。
 - コメント対応（案）（審議事項(6)-5）
 - 回収可能性に関する適用指針の文案の検討（審議事項(6)-6）
9. なお、第321回・第323回企業会計基準委員会及び第26回・第27回専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(6)-7に記載している。

(税効果会計に適用する税率に関する取扱い)

10. 本日は、前回までの企業会計基準委員会及び専門委員会において聞かれた意見を踏まえ、下記の資料の審議を行う。
 - コメント募集及び公開草案の概要（案）（審議事項(6)-8）
 - 税率に関する適用指針案の文案の検討（審議事項(6)-9）

以 上